

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（令和４年５月２４日開催）  
議事概要

1 日 時

５月２４日（火）午後１時３０分から午後３時３０分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（６階）

3 出席者

（委 員）相内亮、石橋洋太、小形修一、加藤和宏、栗原壯太、小松和行、小山和利、  
下澤良太、傳法滋、堀本厚、向俊孝、柳町久雄、山本健晴（※敬称略・五十音順）

（ゲストスピーカー）札幌少年友の会副会長 島田淳子

（説明者）堀内健太郎裁判官、野口哲也主任家庭裁判所調査官

（裁判所）千村隆首席家庭裁判所調査官、平野裕章家事首席書記官、黒畑享三少年首席書記官、青木仁事務局長

（庶 務）澤崎豪事務局総務課長、蛭澤幸乃事務局総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（１） 議事

ア 委員の退任、任命についての報告

前回の委員会以降、岩山豊委員、唐川智幸委員、小池千秋委員、篠原光征委員、知野明委員、山根直樹委員が退任され、新たに下澤良太委員、須藤勝也委員、傳法滋委員、堀本厚委員、柳町久雄委員、山本健晴委員がそれぞれ任命されたことが報告された。

イ 「少年審判手続きの概要について」の説明

ウ 「家庭裁判所における教育的措置」の説明及び「札幌少年友の会による援助活動の紹介」

エ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は、別紙のとおり（ただし、別紙には上記イ及びウの一部を含む。）

（２） 次回の予定等

ア 委員会日程 令和４年１１月２１日（月）午前１０時００分

イ テーマ 「調停制度１００周年・家事調停の現状とこれから」

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

□ 本日のテーマである「家庭裁判所における教育的措置」について、まず、堀内裁判官から、少年審判手続きの概要について、説明を行います。

△ 「少年審判手続きの概要について」の説明（省略）

□ 続きまして、野口主任家庭裁判所調査官及び本日のゲストスピーカーである島田淳子様より、家庭裁判所における教育的措置の具体的な内容や札幌少年友の会による少年への援助活動の紹介について説明いたします。

△ 「家庭裁判所における教育的措置」の説明及び「札幌少年友の会による援助活動の紹介」（省略）

● ただいま説明のありました少年についてですが、そもそもそういった支援の対象となる少年は、どういう少年なのでしょう。例えば、判決を受けたあとなのか、それとも受ける前なのか、そのあたりを教えてください。

△ 家庭裁判所は、基本的には処分を決める機関です。処分を決めてしまうと少年に関われなくなりますので、結論が出る前の段階、ほとんどの場合は、調査官が調査をしている段階での教育的措置となります。その中で、いろいろな情報収集をし、少年の変化などを見ながら裁判官へ報告するという形になっています。

□ それでは、これまでの説明内容をもとに意見交換を行っていただきたいと思います。感想やご意見等がありましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。まずは、現在行っている教育的措置や少年友の会の援助活動についての感想、これらが少年の健全育成に資するものとなっているかなどのご意見をお願いします。

● 清掃美化活動あるいは切手整理活動について、具体的エピソードを用いて説明を頂き参考になりました。認められたことがない子供たちにとっては、地域の方々に認められることによって、喜びに代わるのだらうと思いました。脆弱な家庭環境で認められてこなかった成育歴がある子どもは、認められることが心に染み入ると思います。児童相談所では一時保護の制度もあるので、その際の活動でも清掃活動を行ったらいいかなど思いましたので、札幌市でも参考にできるのではないかと思います。

● 保護司としても、教育的措置ではないですけども、同様の見守るような制度はあるところです。そこで、保護観察処分になった少年の場合、教育的措置の内容でこういうことをやったらここまで変わったよという情報提供を頂ければ、保護観察中に、保護司なり保護観察官なりが、それを踏まえたうえで対処ができるのかなと思った次第です。

△ 教育的措置の結果については、家庭裁判所調査官が裁判官に提出する少年調査票というものの中に記載する箇所があり、それは処遇機関に引き継ぐことになっています。ですので、少年が保護観察処分になった場合は、保護観察官には必ず届いており、保護観察官はそれを検討したうえで、保護司の方に対応を依頼しているものと思われます。

● 私どもの活動としては、家裁に行く前の段階と言いますか、逆に言うと、子供の虐待がないか、不登校になってないか、親との関係も含め、児童相談所との間を取り持つような活動ですので、教育的措置の段階にまで行かないよう留める仕事をしています。具体的には、子供たちの学校生活を見たり、不登校がないかなどを確認するために学校訪問をしたりして、大きな犯罪につながる以前に、不登校や虐待などを発見し、家庭裁判所にお世話になる前に、関係性の改善や地域の中での見守りを行い、非行に走る前に食い止めようという活動をしています。改めて、本日、教育的措置の取り組みのお話を聞いて、なるほどなと思ったので、そこまでいかないよう、改めて日々の活動に取り組んでいきたいと思いました。

● 学校現場におきましては、生徒指導として学校教育の中で非行に走らないような努力をしています。学校ですべての非行を防止できるわけではなく、地域とか警察などの関係機関と連携を図りながらいかに見守っていくかということで進めています。こうした中、残念ながら、少年事件が発生するのは事実としてあり、その場合は学校に復帰するときに現場で何ができるかなどを検討しています。教育的措置の期間や友の会の活動に関して、学校ができることなどあればお伺いしたいです。また、復帰の際にも関係機関との連携が必要になりますので今後も改めてご協力をお願いします。

△ 学校とは、在籍している生徒に関しては、情報交換をしながら、裁判所の手続が終わった後に、適応していけるように進めていますので、これからも情報共有をお願いしたいところです。

△ 以前、少年友の会で学習指導を行っていた際、中学生だったのですが、そのまま学校に戻ってもクラスになじめないだろうということで、先生から、一緒にやりませんかと言われて、今学校で教えている部分の情報をもらい、友の会では学校の予習のようなものを3か月くらいやっていたときがありました。

● 私は、もとは矯正職員で刑務官などをしており、少年鑑別所勤務も経験しました。ですので、家庭裁判所調査官の仕事は大変なものだと理解していたところです。ところで、少年の試験観察のときに、補導委託として、製造業者さんに一時的に預かってもらったり、それから飲食店で働いたりしながら、大人と共に生活をして仕事を教わったり、社会人として責任感を学んだり、過去にはしていたかなと思ったのですが、今現在はそういった活動はしていないのでしょうか。

△ 試験観察というのは、裁判所で処分を決めずにしばらく様子を見るということですが、これは、中間処分的なものです。これには2種類あり、家で様子を見る在宅の試験観察と、もう一つが、今お話しに出た補導委託です。この制度は今でも非常に重要なものですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的に急激に減っている状況です。新型コロナウイルスが収まれば、また利用は増えてくるかと思っていますので、家庭裁判所としては、定期的に補導委託先に行って状況を確認したりしているところです。

● 私は児童自立支援施設で働いていて、学校不適応だったり、家庭でも自分がいるとい

う感覚が持てなかったり、地域からも排除されているという感覚を持つ子供が多かったのですが、そういう環境に不満があり、世間を断ち切っているような感じとパターンが似ているなどと思ってお話を聞いていました。その際、老人ホームのボランティアをしてもらうことで、体の不自由な老人を手助けして、直接感謝の言葉をもらえて、すごく生き生きとしていた子供が多かったので、何かの役に立つことで、様々な子供の可能性が見えてきたなどと思っていたところです。それから、支援されることに慣れること、適切な支援をしている人に頼ることも、教育的措置や少年友の会の活動の中で良い経験になるのかなどと思って聞いていました。

- 私共は、札幌地域の約2万社の会員で構成されている経済団体ですが、会員ではない約8万社の事業者も含め、経営にかかる相談などしているところです。正直、少年に関する部分については直接接点がないのですが、少年友の会の活動と似たようなものとして、事業者に対する伴奏型支援ということを日々心がけ、一緒に課題を見つけながら解決に向けて支援していますので、そういう意味では、ともに寄り添いながら、次世代を担う少年少女を育成していくというのは大事なことだと思って聞いていました。中でも民間活力の利用を通して、少しでも少年の更生につなげるということについては、我々も何かしらのお手伝いができるかなど、特に外部講師の関係については、我々の団体の中には様々な経験をされている方がいますので、こういう経営者の話を聞いてみたいなどのアイデアがあれば対応できると思っていますところです。また、最近では、新型コロナウイルス関係で非常に苦しんでいる事業者が多く、特に、人材不足が深刻な課題ですので、そこで就労支援とまではいかないかもしれませんが、うまくマッチングできたら良いのではないかと思います。
- 本日は、家庭裁判所の教育的措置、各類型における内容等よく分かりましたし、少年友の会での活動の工夫点、親身になって活動している点、その効果についても具体的なエピソードを交えながら教えていただき、手に取るように理解できました。そして、サポートや援助活動の効果を踏まえて、少年の処遇に反映していくという流れもよく分かりました。
- 私は、事件の取材を長くしていましたし、少年事件にも関心があるのですが、本日の説明やみなさんのご意見を聞きながら、少年が事件を起こすのにはそれなりの理由があり、家庭環境もあるでしょうし、虐待もあつたりするでしょうし、また、その背景には、貧困などもあり、少年事件は社会の実情を映し出す鏡のようなものだともよく分かりました。中でも調査官の調査が大変重要で、どこに病巣があるのか突き止めるにあたって、心理的なアプローチには、どのようなものがあるのか聞いてみたいと思いました。また、民間活力というお話がありましたが、みんなで支えていくというのがより重要で、それをより広げていくためには、地域も含めて活動に加わっていくのが良いのだと思いますが、そのために社会的関心が必要なところ、現状はそれがなく、そこが私たち報道機関の役割かなと思いました。

- 一つ質問としては、教育的措置の類型化をしているということですが、少年の見込まれる処遇によって類型を使い分けたりするのでしょうか。また、弁護士付添人に求められる点はあるのでしょうか。

△ 弁護士付添人との協力体制については、必ず情報交換をしながら進めていますが、実際に教育的措置の活動の際、切手整理活動、清掃活動、ネクストステップセミナーと一緒に参加してもらうこともあります。類型の使い分けの関係については、基本的には面接型ですが、例えば、一過性の少年の場合だと、手続説明を丁寧に行うだけで次の抑止力につながることもあります。それでは効果がない場合や様々な人に関わってもらい体験を積んだ方がいい少年であれば体験型を選びますし、学校や児童相談所と連携して環境調整を行った方がいい場合には、調整型で行っています。予測される処分と措置の関連性に関しては、例えば保護観察になりそうであれば、今後、保護司や保護観察官と関わることになるので、入り口で少し関わっておくようにしておいて、調整のうえ、その後本格的に取り次ぐということもあります。

- 勉強になりました。特に少年友の会について知らず、こういう活動をしていると知ることができ、勉強になりました。欲を言えば、調査官の活動も含めてですが、きれいなことだけではなく、大変なご苦勞もあると思いますので、そういったリアルなところも知りたいなと思いました。それから、友の会のボランティアをどうやって集めているのか関心を持ちました。特定少年について、北海道新聞の社説では、被害者側の処罰感情もあるのは認めるところですけれども、少年法は、少年犯罪の減少にずいぶん貢献していると思いますので、その理念を生かして、最新の運営を続けてほしいと思っています。特定少年という概念ができて、家裁の役割はさらに重要になると思います。扱う逆送事件の幅も広がりますし、行為の軽重を今までにも増して丁寧に見比べていく必要もありますし、家裁をこれからもウオッチしていきたいと思います。

△ 札幌少年友の会は、基本は、現調停委員と元調停委員が基本ですが、全国的には、弁護士、司法書士、保護司等と協力しているところもあります。札幌は、事件数から考えて、調停委員がなるくらいでちょうどよい数となっています。旭川は学校が賛助会員とも聞いており、地域によるかなと思います。

□ それでは次にご検討頂きたいところとして、現在の教育的措置に加えてさらに工夫できる点、特定少年に対してどんな教育的措置が考えられるか、その他、新しい試みのアイデアなどがあるかどうかについて、皆さまのご意見を伺いたいと思います。

- 先ほど申し上げたことと重なりますが、友の会の活動での試みが児童相談所の取組と密接な部分もありますので、連携していければ良いと思います。清掃美化活動、切手整理活動などの紹介がありましたが、これ以外にも、幅広く、いろいろな可能性があるのかなと思います。各地域の活動や世の中のいろいろボランティア活動が生活と一体となっていることを体感してもらえると良いのかなと思っています。こういったことは札幌市の方でもいろいろ考えて可能性を膨らませていきたいと思っています。

- 保護司としても、犯罪を繰り返さないようにという、家庭裁判所と同じような活動をしているわけですが、それらが終わったら何もなくなってしまいます。そういった活動をもっと民間などにも広げていけたら良いのかなと思った次第です。
- 美化活動ですが、町内とか地域での活動の中で連携できないのかなと、思いました。町内会や地区の団体との連携がうまくとれないのかなと思ったところです。
- 真っ先に有効なというのはすぐ思いつきませんが、学校教育においては、例えばいじめの場合なら、いじめた方も、受けた方も、自らの行動を見つめなおすために、臨床心理士やカウンセラーなどの専門家のサポートを入れているところです。すでにそういったことをしているとは思いますが、専門家によるカウンセリングを受けやすい体制作りなどが考えられるかなと思いました。
- 少年友の会は教育的措置だけではなく、実際に少年院に入った子のために、少年院に演奏家を連れて行って、少年たちに生の演奏を聴いてもらって、終わった後にみんなで話し合っ、今どうしてるのか、困ったことなど、いろいろ会話をしながら、活動しているということもあります。教育的措置とは違いますが、そういうこともやっているということを紹介させていただきます。
- 今すぐ思い浮かばないですが、やり方としては、日々穏やかに過ごすということが大事かなと思えます。コミュニケーションのずれを自覚しないまま、困っている子供が多いのかな、学校でも特性が理解されないまま、排除されていくことの積み重ねなのかなと思ったりしています。ですから、コミュニケーションを取ることの達成感をもって取り組んでもらうとかがベースになってくるのでは、と改めて思いました。
- 長い人生の中で社会に適応していくことは重要なことですので、新しいことにチャレンジしつつ、その中で、民間もうまく活用してもらえたらと思います。
- 具体的なものは思いつきませんが、少年友の会が行っている活動以外の外部団体との連携、地域との連携を模索していくのがよいのかなと思った次第です。
- 実態が良くわからないまま率直に申し上げますが、例えば、介護施設などで自らボランティア活動をする経験は良いのかなと思えます。施設の入居者は、人生の先輩でもありますし、体が動かなくなったときの対処ですとか、自分の未来を見据えられるいい機会だと思います。おそらく危険視されたりして、機会の設定は大変だと思うのですが、効果が大きいと思えますし、更生につながるのではないかと思います。また、まったく別の視点になりますが、社会福祉の専門職としてできることについても考えさせられるいい機会になったと思います。
- 特定少年は、年齢は18、19歳で、成人年齢の引き下げもあり、社会的には今までよりは大人として見られてしまうということと、周囲の同世代はみんな就職なり進学なりして、支援するにしても助走期間も短く、その中で社会に接点を持ち、溶け込むには進学もそうですが就労が大切なのかなとも思えます。働く際の仕組みや世の中の仕組みを伝えられるような取組が求められていくのかなと思えます。

- みなさんのお話を聞いていて思ったのは、やはり、少年には社会との接点や就労が必要かと思います。社会から必要とされる、社会に居場所があるのが更生には大事なかなと思います。これまで出たように、中小企業とのマッチングや社会福祉の方からの働きかけなどのアイデアを基に、まだまだ広げられる可能性があるのかなと思いました。
- いろいろなご感想、貴重なご意見ありがとうございました。